

2000年以降、大企業を中心として「メンタルヘルス対策」に取り組むようになりました。これは、2006年の厚労省の指針によるところが大きいわけですが、国として、また社会として人的損失を減らさなければならぬ施策が見られます。今回は、その取り組む理由について報告します。

ストレスと、その影響

賢い本人の対応の仕方

高齢期のうつ対応

企業の対応
①②③

うつに強くなる方法 ①

うつに強くなる方法 ②

① 企業がメンタルヘルス対策に取り組む理由(1)

労働者の心の健康の保持維持のための指針(06/3)に基づく、企業におけるメンタルヘルス対策の推進の必要性が高まっており、その要因は右のようになっています。

うつ病等の精神疾患による労災認定が多くなっていることも挙げられます。

参考:労働基準局

1. 60%近くの労働者が職場でストレスを感じている
2. 毎年1万人近い労働者の自殺
3. H20年において2,500人弱が勤務関係の原因で自殺。これは労災死亡者数(1,268人)よりも多い。
4. うつ病等 精神疾患による自殺の多さ
5. 精神疾患、自殺に係る労災認定事案の増加
6. 企業のメンタルヘルス対策に係る民事責任を認める判例

② 企業がメンタルヘルス対策に取り組む理由(2)

特に最近、企業では、優秀な人員を維持するために、健康増進は、身体的な面と同様、精神的なことにも力を注いでいます。また、前回の通信でお知らせしたように、損害賠償という新しいリスクに対応するためにも、メンタルヘルス対策に取り組んでいます。

個人の尊厳と同様、企業の生き残りのため、多少の手厚い施策が大切になるでしょう。

(1)従業員の健康管理のため

身体と同様、心の病も本人や家族を巻き込む災い

(2)損失を少なくするため

病欠が多くなり、仕事の質の低下を招き、生産性やコストに影響を与える

(3)リスクマネジメントのため

刑事訴訟法・損害賠償等企業経営にリスクが生ずるので回避する必要性

(4)コンプライアンス

「安全配慮義務」労働契約法
労働安全衛生法の遵守

(5)企業の社会的責任

自殺者3万人が社会に与える影響

(6)人的資源の充実のため

健康だから業績が上がるものではないが、健康でなければ業績向上は期待できない

参考:生産性本部 メンタルヘルス研究所

●お問合せはこちらまで

info@kitawel.com

Welfare

北村 社会福祉士事務所(北村 弘之)
〒226-0016 横浜市緑区霧が丘3丁目7-7
TEL:045-924-1777 <http://www.kitawel.com>